

令和2年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月16日開会～6月17日閉会

双葉町議会

令和2年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6月16日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
報告第2号から報告第7号までの一括上程	8
報告第2号から報告第7号	8
議案第27号から議案第41号までの一括上程	9
議案第27号から議案第41号までの提案理由の説明	9
一般質問	12
3番 羽山君子君	12
5番 菅野博紀君	18
1番 尾形彰宏君	32
4番 高萩文孝君	40
散 会	46

第 2 日 (6月17日)

議事日程	47
出席議員	48

欠席議員	4 8
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4 8
職務のため議場に参加した者の職氏名	4 8
開 議	4 9
議事日程の報告	4 9
発言の取消し	4 9
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	5 3
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	5 5
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	5 5
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	5 6
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	5 7
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	5 8
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	6 0
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	6 0
閉 会	6 0

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

2 双葉町告示第 2 5 号

令和 2 年第 2 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 2 7 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 2 年 6 月 1 6 日 (火)
午前 1 0 時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君
3番 羽山君子君
5番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

2番 石田翼君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

令和2年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年6月16日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
専決第3号 双葉1号汚水幹線建設工事（1工区）請負契約の一部変更について
- 日程第6 報告第3号 令和元年度双葉町一般会計継続費繰越しの報告について
- 日程第7 報告第4号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費繰越しの報告について
- 日程第8 報告第5号 令和元年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第9 報告第6号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第10 報告第7号 双葉町の国民の保護に関する計画の変更について
- 日程第11 議案第27号 専決処分の承認について
専決第4号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第28号 専決処分の承認について
専決第5号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第29号 専決処分の承認について
専決第6号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第30号 専決処分の承認について
専決第7号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第31号 専決処分の承認について
専決第8号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第32号 専決処分の承認について
専決第9号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第33号 専決処分の承認について
専決第10号 双葉町産業交流センター建築工事請負契約の一部変更について
- 日程第18 議案第34号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

- 日程第19 議案第35号 双葉町税条例の一部改正について
日程第20 議案第36号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第21 議案第37号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
日程第22 議案第38号 双葉町介護保険条例の一部改正について
日程第23 議案第39号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
日程第24 議案第40号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第41号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26 一般質問

3番 羽山君子君

5番 菅野博紀君

1番 尾形彰宏君

4番 高萩文孝君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	鈴木健一君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	大浦富男君
戸籍税務課長	高橋秀行君
農業振興課長兼 農業委員 事務局長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶来丈夫君
生活支援課長	相楽定徳君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	橋本仁君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、羽山君子君、4番、高萩文孝君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月9日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月17日までの2日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの2日間に決定しました。

なお、6月17日の会議については、開始時間を午前10時に繰り下げて開くことにしたいと思います。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和2年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府は、4月7日に7都府県、4月16日には全国を対象に「緊急事態宣言」を発令いたしました。本町においては、3月9日に、庁内に双葉町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで9回にわたり感染拡大防止対策等の協議を進めてまいりました。

この間、4月と5月の2回にわたって、世帯へのマスクの配布や感染予防対策の啓発活動を行い、また双葉町役場いわき事務所をはじめ埼玉支所や郡山支所等において、4月13日から来庁者の検温や窓口での飛沫感染防止のビニールカーテンの設置等を行っております。

町民の皆様におかれましても、「不要不急の外出や密閉・密集・密接の“3つの密”を避けること」、「小まめな手洗いや消毒」、「マスクの着用」など、ご自身でできる感染予防対策にご協力をいただいていることと思います。

その後、政府は、5月14日、福島県を含む39県の緊急事態宣言を解除し、5月25日には首都圏1都3県と北海道についても解除いたしました。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として取り組んでいる「特別定額給付金」ですが、本町においては、5月13日に町民の皆さんに申請書を発送し、5月18日から申請受付を開始、5月25日から順次支払いを行っているところです。

「緊急事態宣言」が解除されましたが、新型コロナウイルスを取り巻く状況は、まだまだ予断を許さない状況にあり、再び感染が拡大する可能性も十分にあります。引き続き「3つの密の回避」や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「小まめな手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていく必要がありますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

さて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から9年となる3月11日、いわき市内において、ご遺族と関係者が参列し、東日本大震災双葉町追悼式を挙行いたしました。午後2時40分より、政府による東日本大震災総理大臣官邸献花式の中継に合わせ、午後2時46分には、犠牲者のご冥福を祈り1分間の黙祷をささげ、ご遺族の悲しみに寄り添いながら、町の復興と町民の皆さん一人一人の心の復興の道を共に歩んでまいることをお誓い申し上げます。

今回の追悼式は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、町職員の参加を縮小し、参列者のマスクの着用と手指消毒の徹底を図りながら実施いたしました。

4月6日、新型コロナウイルス感染防止対策として、規模を縮小し、双葉町立小中学校合同入学式

及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。南小学校に5名、中学校に7名が入学、ふたば幼稚園に3歳児1名が入園いたしました。園児、児童生徒の合計人数は、昨年度当初より7名少ない47名となりました。

新型コロナウイルス感染防止のため、4月13日から町立幼稚園、小中学校を臨時休業といたしました。教育委員会では、子供たちの学習を受ける機会を確保するために、4月20日からオンライン授業を実施し、継続的に学習・生活支援を行い、学校再開に備えてまいりました。

5月14日、政府から、福島県を含む39県の「緊急事態宣言」が解除され、5月24日をもって県からの学校等の休業要請が解除されたことを受け、25日から段階的に学校を再開し、6月1日には全面的に教育活動を再開したところです。

5月21日、いわき事務所において、地元企業である株式会社エナジーと中野地区復興産業拠点への企業立地協定締結式を行いました。これまで15件、20社と立地協定を締結し、引き続き産業拠点へ進出を希望する企業と現在詳細協議を行っており、協議が調った企業から順次企業立地協定を締結していく考えです。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

まず、報告事項が6件となります。提出議案については、専決処分の承認が7件、条例の一部改正が5件、令和2年度補正予算（案）が3件、合わせて15件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第2号から報告第7号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、報告第2号から日程第10、報告第7号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第7号までを一括議題といたします。

◎報告第2号から報告第7号

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第2号 専決処分の報告について、専決第3号 双葉1号汚水幹線建設工事（1工区）請負契約の一部変更についてであります。これは令和元年10月18日、第3回双葉町議会臨時会において議決をいただいた工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第3号 令和元年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和元年度双葉町一般会計継続費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料、双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）、産業交流センター整備事業の3事業、合わせて13万4,483円を令和2年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第4号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書のとおり、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業の1事業、300円を令和2年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第5号 令和元年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和元年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、IRU光ファイバーケーブル移設事業、太陽光発電設備設置事業、産業交流センター備品購入、中田・観音堂線改良事業、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業、津波ハザードマップ作成事業の6事業、合わせて4億7,498万1,760円を令和2年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第6号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、汚水処理施設基本設計・実施設計業務、双葉1号汚水幹線建設工事、道路橋梁整備に伴う下水道施設支障物移設工事の3事業、合わせて1億6,094万円を令和2年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第7号 双葉町の国民の保護に関する計画の変更についてであります。平成19年3月に作成しました「双葉町の国民の保護に関する計画」の変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第2号から報告第7号までを終わります。

◎議案第27号から議案第41号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第27号から日程第25、議案第41号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第41号までを一括上程いたします。

◎議案第27号から議案第41号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第27号から議案第41号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第27号 専決処分の承認について、専決第4号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第8号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ481万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は302億2,585万2,000円となりました。

歳入は、低所得者保険料軽減負担金に係る国庫負担金を321万1,000円、県負担金160万5,000円を追加いたしました。

歳出は、民生費において、介護保険特別会計への繰出金642万1,000円を追加いたしました。これに伴い、予備費を160万5,000円減額いたしました。

議案第28号 専決処分の承認について、専決第5号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ642万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は12億271万9,000円となりました。

歳入は、低所得者保険料軽減に係る一般会計繰入金642万1,000円を追加いたしました。

歳出は、居宅介護サービスに係る保険給付費642万1,000円を追加いたしました。

議案第29号 専決処分の承認について、専決第6号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、町税の課税事務においても、直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

議案第30号 専決処分の承認について、専決第7号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税事務においても、直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

議案第31号 専決処分の承認について、専決第8号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。福島県後期高齢者医療広域連合で新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し、傷病手当金を支給するため、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、令和2年4月27日公布、同日施行され、その事務の一部を町が行う事務

として追加する必要があるとのことから、双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

議案第32号 専決処分の承認について、専決第9号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ6億2,672万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は292億6,672万8,000円となりました。

歳入は、令和2年4月20日閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、町が実施する経済対策事業の財源として、国庫補助金6億2,672万8,000円を追加いたしました。

歳出は、民生費において、特別定額給付金事業費6億1,910万2,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事業費762万6,000円追加いたしました。

議案第33号 専決処分の承認について、専決第10号 双葉町産業交流センター建築工事請負契約の一部変更についてであります。これは平成31年3月14日、平成31年第1回双葉町議会定例会において議決をいただき、令和元年12月18日、令和元年第4回双葉町議会定例会において議決をいただきました。双葉町産業交流センター建築工事請負契約の内容で、商業施設の設備などの工事費に変更が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

議案第34号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をするため、改正するものです。

議案第35号 双葉町税条例の一部改正についてであります。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税に係る特別措置を講じた地方税法等の一部を改正する法律等が本年4月30日に公布されたことに伴い、町税の課税事務においても、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置を整備をするため、改正するものです。

議案第36号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。令和2年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率を改正するものです。令和2年4月1日現在の被保険者を基に試算しました。1人当たり及び1世帯当たりの平均の税額は、昨年度と比較して減額となります。

議案第37号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてであります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し、傷病手当金を支給できるよう改正するものです。

議案第38号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。低所得者に係る令和2年度の第1号被保険者の保険料率を減額するため、改正するものです。

議案第39号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,028万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は293億700万9,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域の実情に応じたきめ細やかな事業の財源とするための「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などの増により4,028万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を図るため、テレワーク環境構築業務委託料、空間除菌機器の備品購入費などの増により4,197万6,000円を追加いたしました。衛生費は、新型コロナウイルス感染予防用のマスクや体温計、エプロン、手袋などを購入するため447万4,000円を追加いたしました。

また、継続費補正につきましては、双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）の1事業を計上いたしました。

議案第40号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ446万円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億4,753万7,000円となります。

歳入は、県支出金に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金と特定健康診査等事業に係る県補助金446万円を追加いたしました。

歳出は、保険給付費に傷病手当金110万円、保健事業費に特定健康診査等事業費336万円を追加いたしました。

議案第41号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。汚水処理施設として新たに整備する水処理センター建設工事委託について、令和2年度から2年間の債務負担行為を設定いたしました。

以上、提案いたしました議案等についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第26、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

(3番 羽山君子君登壇)

○3番(羽山君子君) 議席番号3番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。皆さん、おはようございます。

それでは、1番、新型コロナ支援策について。新型コロナ支援策について、他自治体においていろいろな支援策が報じられているが、町では長期避難を強いられている町民に対して、特別な支援策を検討されているのか伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、新型コロナ支援策について。双葉町では、新型コロナ支援策として、町民に対し、特別な支援策を検討されているのかとのおただしですが、5月25日には「緊急事態宣言」が解除され、現在町が取り組んでいる町民の皆さんへの支援策としましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急対策に基づく1人10万円を支給する「特別定額給付金事業」、児童手当支給対象児童1人につき1万円を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金事業」に取り組んでいるところであります。

これまでの双葉町独自の取組としては、「緊急事態宣言」後の4月と5月に、「広報ふたば」等の送付世帯を対象に、各世帯へのマスクの配布を行ったところです。

今後の対策としましては、新型コロナウイルス感染症の第2波の発生等のリスクも考えられることから、マスクや消毒液等の確保(補充)もしていきたいと考えております。また、その他の特別な支援策については、感染の拡大状況や今後の国や県の取組、近隣自治体の動向等を踏まえながら検討していきたいと考えております。

○議長(佐々木清一君) 3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) 初めに、町よりマスクが送付されたことに、町民の皆さんは大変感謝しているのではないかと思います、私のほうにもお電話いただきました。

コロナ対策に、やはり国、県も各市町村もいろいろな支援策を出している。今町長が、国、県の取組を見ながら、我が町もコロナ対策に対応を講じると今話されましたが、各新聞などによりますと、もうとっくに各市町村でもいろんな取組がなされているのがあります。

タクシー券とか商品券とか、あと強いて言えば支援金とか出されておりますが、やはり帰還困難区域で一番苦勞している私たち、双葉町ですよね。そんな中で、何の……支援金、私からすれば支援金なのですけれども、それでなくても、話は変わりますが、賠償金も少ない中で、そういったことというのは、よその町ではどこも出していないというのなら別ですけれども、ちらほらとやっぱりタクシー券、今言うそういった券、前の質問のときも、65歳以上の方どうでしょうかといった、食事券とかなどもあったのですけれども、もうそれも何もないということならば、せめて避難してばらばらになった町民に対して、もう少し独自の支援策、やはり新聞を結構にぎわしておりますよね。そんなこと

も考えた町独自の何かがないのかなと思いますので、もう一度町長にお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁で申し上げておりますように、郡内町村の動向を踏まえ、検討しているところでありますが、特別な支援を実施している町村も、今議員ご指摘のようにございます。給付等の対象者としては、町村内の店舗や事業所で事業を行っている等の要件を示しており、全町民避難が続いている本町においては、他の町村が行っている取組を実施することが適当なのかなど検討を行っているところです。現時点においては結論が出てはおりません。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 町長、やはり一番軽いものがあるではないですか。やはりばらばらになっている町民というのは、一番何が必要かといったら、すぐ分かるではないですか。やはり新聞、私、切り抜きしているのですけれども、支援金という形で3万円出しておられる町もいるのです。それは、別にこの6町ではないです。やはりそういうことも考えたときに、もうちょっと家庭の大変さとか、やっぱりコロナでいろいろご苦労されているのだなと思ったときには、何かそういったことで支援してほしいなと思うのが町民。

聞いてみると、皆さんそれぞれ、羽山さん、何か独自はないのかということ聞かれますので、今後そういったことも考えて、第2弾と言いますけれども、第2弾はあるかどうか。皆さん、第2弾、第2弾と言っているかもしれないけれども、第2弾が果たしてどこまでどうなるのかも分からない状況の中で、やはり一番最初が肝腎なところもあるのではないかなと思いますので、ぜひそういったことも考えてよろしく願いしておきますとともに、やはり私たちが議会で集まるのが少なく、この書類、コロナに対しての議会の勉強もまだ足りないところもありますけれども、やはり町としてそういったことも考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番に移ります。2番、帰還困難区域解除の町民に対する損害賠償について。帰還困難区域に指定され、丸9年が経過した。先の見通しが示されない中で、精神的賠償6年分と故郷喪失分の700万円で賠償終了とされているが、収入の少ない町民に対して、解除までどう生活していけというのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、帰還困難区域解除の町民に対する損害賠償について。精神的賠償6年分と故郷喪失分700万円で賠償終了とされているが、収入の少ない町民に対する解除までの生活支援についてのおただしですが、町としましては、事故から9年が経過しても、なお町域の大部分が帰還困難区域に指定されたまま解除に至っていないことから、被害者一人一人の被害実態に即した賠償等が確実に行われ、生活再建等を確実に果たすことができるよう、さらには他の被災地域と異なる町の特異な事情を十分に認識し、被災地域について一律の対応ではなく、町の被害実態に即した賠償の実施

を国や東京電力に対し申入れをしているところであります。

また、町としましては、避難されている町民の皆さんの生活の支援、維持のため、生活サポート補助金の支給や災害援護特別資金の貸付け、被災者生活再建支援金の支給などを行っているところです。

なお、長期化する避難生活においては、当面の生活を再建するための必要な支援策について、国の避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議を中心に、国、県、当町を含む関係市町村で構成する避難指示区域等における被災者の生活再建課題連絡会議や生活再建調整会議により、住まいや就労、暮らしなど生活再建に向けた課題の共有を図っています。

しかし、避難の長期化とともに、避難者を取り巻く課題は、個別化、複雑化しており、全国各地に避難を余儀なくされている当町の町民の生活再建に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） これをちょっと私は計算してみたのですが、セシウム137が30年で半減期となります。また、頂いた700万円、30年分、ふるさと喪失分ですが、30年で割ると1年で約20万円になります。いつまで続くか分からないふるさと喪失分を国は、1人700万円で終えようとして、これは一般家庭の電気料30年分で、一括払いで、東京電力、その賠償がそれでされたというぐらいの金額なのです。1年間で20万円で700万円、30年。セシウム137は、まだまだ双葉町は線量が高いところがいっぱいありますよね。そんな中で、20万円でどのように生活していくのか。

20万円、700万円で終わりだと思ったら、これまた、避難して10年、あと20年このセシウム137があるわけですから、どのように生活していけばいいのかなというのが、私たち60歳で避難してきましたけれども、もう70ですから、働く場所も少なくなってきた、確かに町の中でいろんな建設機械だ、どうのこうのといろいろ、免許取ってくださいよと来ますけれども、もう勘弁してくださいと言われてる年齢なのにどうして、この20万円で生活できないのか、20万円と、あと700万円、あと年金とで。あと、10万円、1年間で。そんなので、どんなふうにして生活していけというのですかということなのです。先の生活が見えてこないではないですか。

国は除染しないで、帰還困難区域解除と言っているのですけれども、解除されて、例えばそこを解除しても、農作物は作れないし、線量は高いし、どんなふうにして収入を得るのかということと、3.11前にしていただければ、何とかそれはなりますが、生活が不可能ではないでしょうか。生活というか、そういう前に、3.11前に戻すことは不可能ではないかと思うのです。

福島県では、原発事故によって、基金の残高が東京都に次いで2位。これは7,339億円で、そのうち5,411億円が事故による国からいただいた国庫支出金で、ちょっと雑誌に載っていたのですけれども、それは国庫支出金で基金ですから、決まっているお金ですが、私たちには使えない。基金だから、どこどこに使うとちゃんと決まった金なのですけれども、考え次第では、そういうのを私たちは利用していただきたいし、コロナとはまた別問題ですので、やはりきちっとした私たちの生活のあれを

つくっていただいてから、やっぱりつくっていただかないと困るのではないかな。

昨日もちょっと双葉町の方とお話ししましたけれども、これから先どうやって生活していったらいいのだという話を皆さんされていますし、やはり700万円でふるさと喪失分と。本当に20万円。細かく割ってみたら1カ月1万7,000円くらいなので、本当にそれに国民年金と足されると、7万円、8万円くらいの生活で、2人で16万円で、避難してきて本当にぎりぎり。前40万円、50万円取っていた生活が、16万円ぐらいな生活ではできないと思うのです。だから、その辺のことも考えたときに、やはりもう少し国のほうに強くというか、県ももうちょっと考えてほしいなと思うのです。

ある雑誌によると、この基金も、考え方によっては崩せるのではないかということを書いてありました。私は、えっ、なるほどと思いましたけれども、やはりそういう、基金の残高が日本で2位、1位が東京都ということで、1人当たりの基金の残高の計算をしてみると、福島県は34万円くらいになっているのです。次は東京都で、24万円だか23万円くらいになっているのですけれども、やはりそういう金を利用して、こんなに10年も過ぎても、この700万円でふるさと喪失分を終わらせようなどということを考えている東京電力、国、県、どんなふう考えているのかなと何度も思うのです。

それに、今度除染もしないで帰すと。そんなことを町長をはじめ皆さん、それはないでしょう、除染してくださいよと言って陳情したということが新聞に載っていましたが、でもその除染をしたのを今度双葉町に運ぶわけです。そうしたら、双葉町は今度除染の山になってしまうではないですか。除染した、結局減容化施設に運ぶわけです。双葉町は、あの土地だけでは足りなくなってくるのではないですかと思うのです。だから、不可能ですということなのでしょうね、結局。だったら、不可能だったら、ふるさとに帰れないのだったら、そんな700万円ぐらいで納得できますか、町民は。

その辺のことをもう少しよく考えて、やっぱり国、県、この帰還困難区域……それとあともう一つは当時の賠償基準です。10年前の賠償基準、700万円。10年過ぎた今の基準、変わっているのです、いろいろ。物価も高い、除染もしない、汚染土も増える。双葉町のこの3悪、3密ではないけれども、3悪ではないですか。そういったところを私たちは、こうやってよその町に来て苦勞しているわけですから、やっぱりこれは、副町長も県から来られたということなのですからけれども、県から来られているので、もう少し、コロナもさることながら地元住民の、ご苦勞している双葉町、帰還困難区域、苦勞しているわけですから、もうちょっときちっと考えて、生活の基盤を、皆さんこうですよということをもうちょっときちっと出していきたいのです。もうコロナはコロナで、帰還困難区域の人はどうでも、どうでもいいわけではないでしょうけれども、もう終わりましたよなんて言われては、さらさら困ります。

だから、その辺のことをよろしく願いいたしまして、町長、この辺のことを国、県、まして東京電力さんが来たときに、もう少し強く言うてもらうこともお願いいたしまして、もう一度その再確認をさせていただきますし、さらに再度、再度陳情しています。再度陳情したときに、その時に何だったのか。黙って帰ってくるわけではないわけですよ、皆さんそれぞれ。子供だましではあるまいし、

やはり再度、再度行ったときに、何かしら一つの答えぐらひは持ってきていただきたいし、その答えを私たちに教えていただきたいと思いますので、もう一度質問をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘がありましたいろいろなことにつきまして、まさに帰還困難区域で、一部避難指示解除はしておりますけれども、まだいまだに町民一人として戻ることができない、被災12市町村の中で一番大変な町だという自覚は私も当然持っております。

そういったことから、今まで国から示された賠償の要件に関して、これは甘んじているわけではありません。双葉町は、唯一全町避難が継続している町で、避難の実態が継続しているということは、ほかの自治体と違うのですよと。双葉町の特殊事情ということ強くいつも国、東京電力に対しては話をさせていただいております。

先ほど県の基金動勢について、約7,000億円超の基金があると、そういうふうなお話がありました。その中身に関して、私は詳しく知っているわけではありませんけれども、そういったことも県のほうから、双葉町の特殊事情の対応に関してお願いをするということは、十分可能だと思っておりますし、県のほうからも、双葉町の今の状況に関して、支援を要請するということは、これはやっていかななくてはならないなというふうに感じました。

こういったことで陳情、要望をして、何らかの回答を国からもらってきていないのかということですが、具体的にはっきり国のほうとしても、我々各省庁を回らせていただいておりますけれども、はっきり責任を持って、これはやりますよというふうなものに関しては、現在、震災から10年たっております、それぞれ複雑多岐にわたる要望をしておりますので、即答でお答えいただくということはなかなか厳しい状況であります。しかしながら、物によっては、ほかの自治体と違うということの問題点を理解していただき、いろいろ対応を検討していただいているというのも現実であります。

議員がおっしゃるように、何らかのこの今の現状を少しでも改善できるように、さらに我々も努力していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 私自身も待っていますけれども、町民皆さんが待っている答えですので、町長、陳情先に行ったときには、ぜひ町民の顔一人一人を浮かべられて、ぜひ強い意思で、賠償という、700万円という、ふるさと喪失分というのを私は一番強く、1カ月1万7,000円程度というのは、すごく私の心の中にちょっと効きますので、1万7,000円では、「ちょっと出かけたら1万7,000円になっちゃうがな」という、昨日ちょっと友達ともお話ししましたので、ぜひその辺のことを強く要望されて、これが私も今年で任期中いっぱいなのですけれども、その間にいい返事が出るととってもうれしいかなと思っておりますので、よろしく願いいたしておきます。

以上で終わります。

○議長（佐々木清一君） ちょっと待ってください。1回ぎりテーブルとマイクのあれをしますから。ちょっとだから、1分、2分だから休議しなくてもいいでしょう。

通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） こんにちは。通告番号2番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の発言の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、双葉町の財政について。現在の双葉町の財政は、国や県などの交付金に頼りきりです。今後交付金などが減っていくことなどを想定した町政運営について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町の財政について。今後交付金などが減っていくことなどを想定した町政運営についてのおただしですが、双葉町の復興に向けて整備を進めている中野地区産業復興拠点や双葉駅西側生活拠点などの復興事業について、国の福島再生加速化交付金などを財源に事業を進めているところです。

国の復興・創生期間が今年度で終了し、来年度以降の町の復旧・復興事業に係る財源が確実に見通せない中であって、今後交付金など必要な財源が十分に措置されるよう、町としてはまず関係機関への要望活動や現地視察などを通じて、避難指示区域の中で唯一全町避難となっている自治体である当町の特殊性を粘り強く訴え続けることにより、将来的な財源確保に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、今後の国における財源の在り方の検討状況や動向を注視しつつ、事務事業の効率化を図りながら、町自らも自主財源の確保につながるような魅力ある復興まちづくりを進めるとともに、既設の特定目的基金等の有効的な活用策等も検討していくなど、安定的な町政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今、最後のお言葉で、安定的な町政運営というのはどのようなことを言うのか、これは一つ目の再質問にさせていただきたいです。

現在もう10年目に入りました。町政運営というのは、あくまでも皆さんの税金で運営するのが町政運営だと私は思っています。ところが、今やっていることというのは、もう県、国の思いどおりになっていると思うのです。特に県。県に関しては、差し当たって言えば、さっきの同僚議員の基金がありましたよね。基金等に関するものだけではなく、中間貯蔵等影響緩和交付金2,000億円はどうなっているのですか。残りの2,000億円。3,010億円のうちの約2,000億円が県に預けっぱなしになってい

ます。そういうものを鑑みた中で、県にただ持っていかれる、県全体に交付するというのは、またおかしい話になってくると思うのです。あれは、あくまでも当町と隣の町で影響を緩和するためにもらっているお金なのです。そうと思えば、中間貯蔵に関しても、逆に言えば税金を取ってくださいと言いましたよね、私、あの当時。同僚議員も、何人かいました。1袋幾ら、それが町政運営ではないですか。嫌なことを引き受けているのが双葉町です。

それどころか、もともとの約束事、県外へ全部持っていきますよ、最終処分はしますよと。ある町村では、公共事業の試験にそれを使っていますよね、もう。双葉町もなるのではないですか、そういうふうな。そうであれば、独自に税金等々を、それに同等のものを取るのが普通だと思います。ほかの町村の嫌な部分を当町は受け持っています。それに関して、当町の町政運営は安定的とは私は言えないと思います。

今最後に町長からご答弁いただいた、安定運営というのはどういうことなのかなというのが、一つそれは、僕はちょっと違うのかなと。それであれば、要望、要請ではないのではないですか。嫌なことは引き受けます。東京電力のときもそうですよね。電源三法交付金、ハイリスク、ローリターン、平成19年までは20%に満たない浜通りの配布ですよ。そういうものも考えていくと、また同じになってきているのかなと。県が、もう取り分は全部取ってしまって、ほかにいい顔をしてやっていっているようにしか私には見えませんが、それをちゃんとと言えないのでしょうか、町長。内堀知事にちゃんとと言えないのですか。あの知事は、僕はうそつきだと思っていますから。県知事になる前は、浜通りをちゃんと見てやりますよ。どこを見てやっているのですかという話です。そういう方に強く言わないと分からないのではないですか。

自分の家、屋敷、友達、そういうものを失った人たちが、どれだけ苦しんでいるかということをやっと訴えて、もらってくるものに関しては、逆に言えば、県を通さなくていいのではないですか。国、東電と直接でも構わないのではないですか。そういうふうな思うのですけれども、これからの財政運営を考えたときに、前町長、非常にいろいろ言われましたけれども、財政再建にはかなりの力を出していただいたと、僕はそこは評価しています。そのほかのことではまた別ですけれども。

そういう面で今、復興に触れるので、余りあれですけれども、実際に建物とか、交付金とか頂いて物を建ててしまえば、そのときは大丈夫でも、その後の維持費、そういうものを考えたときに、双葉町の町政運営上、それがちゃんとしていけるものなのかどうなのかを本当に考えてやっているのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいのですけれども、どういうふうにお考えだかご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

財源的なものに関しましては、今現在確かに議員ご指摘のとおり、国からのいろいろな財政的な支援というのがメインになっているのは事実であります。

先ほど議員からご指摘ありました、中間貯蔵等影響緩和交付金3,010億円のうち配分以外の2,010億

円のものに関してというご指摘がありました。これは当然、当町、さらには大熊町の配分割合というのがあるというふうに私は認識しておりますし、県にいろいろ要望活動へ行ったときには、中間貯蔵等影響緩和交付金の、我々今のところ県にその交付金のお願いをしている状況ではありません。

というのは、国のほうから交付金を今頂いて、交付金やいろいろな補助を頂いて、何とか町政運営をできている状況でありますし、その後どうしても国で不足が生じてくる。そうして、帰還終了後、そういうことのないように、国には話をしてお願いをしているところではありますが、どうしても足りなくなってくるということも想定できますもので、そういった場合に、中間貯蔵等影響緩和交付金につきましては、当然我々に権利があるわけですから、それ相当の中間貯蔵等影響緩和交付金のものを県に請求をしていきたい、そういうふうに考えております。

町政安定につきましてご指摘がありました。確かに税で運営するというのは基本的な理念であります。状況を回復するためにも、過年度作成した財政シミュレーションの見直しを着実に実施し、全町的に復旧、復興事業の必要性和町の各施策の関連性、事業規模の見直し等について検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） もう10年目に入って、今なお国から交付金で町政運営というのは何%ぐらいなのですか。これは、もう今ではコロナ、ほかの地域の天災等々テレビで見たときに、県は何を言っても出さないです。国も資金がなければ出せないです。何%ぐらい自立しているのかというのをお答えください。

それで、例えばの話ですけれども、復興拠点に使うときに、もっともっと運営方法というのはあったと思うのです。税金が入る方式というのを全然やっていませんよね。次のところであれしますけれども、次の質問でもっと深くお聞きしますけれども、町政運営の意味がわかっている方が多分結構課長クラスでは多いと思うのです。今までの双葉の財政が苦しいときに、本当に屋台骨になってやってもらって、町民から本当に批判を受けながらも頑張ってくれた課長たちがいるにもかかわらず、町長、副町長、副町長は来たばかりだからあれですけれども、ちゃんと本当に話聞いているのですか。話をしてみると、本当に考えている方はいっぱいいらっしゃいます。そこではないですか。

普通に考えて、この町があと何年もちますか。国から見放されたら終わりではないですか。国の言うことを聞いて、東電の言うことを聞いて、県の言うことを聞いて、はい、はいとイエスマンでいて、最後は見放されたときに、誰が一番迷惑がかかるか。町執行部として今考えるべきではないですか。町民あつての双葉町です。行政です。その中で、今やっていることは、国、県、東電の言うことを聞いた行政運営ではないですか。もうちょっと町民を守るようなことを考えられないですか。

財政というのはどうなのですか。建物を建てれば維持費がかかる。工事をすれば、もう本当に、工事というよりも下水道等々で、双葉町は債務に陥って結構大変だったのですけれども、それが、今までの双葉町の歴史が、全然今に活かされていないという状況をどういうふうに考えているのかな。次

の世代にちゃんと渡せますか。ちゃんと町政運営ができているような、ちゃんとした町政運営ができるような町を渡せますか。

このまま行ったら、逆に言えば、公債がどんどん、どんどん積み重なっていくような町を渡すようになるのではないですか。そしたら、次の世代の人たちは、では双葉町に帰ってきますか。それが真の根本的な復興ということではないのですか。それをやっているようには僕らには全然見えません。ただ、国とか県とか、そういうところに頼って、町民が幾らさっき言っていたような賠償とか、そういうのを求めても、全然それには寄り添っていないではないですか。要望、要請、最後出てきました、さっきの……国にも、何か違う言葉が出てきたのですけれども、全然町民のためにならないような行政運営では、とてもではないけれども、やっていけないと思います。財政についてもうちちょっと深く考えてほしいのです。とりあえずの3年、5年、10年計画を出さないと、国、県の言うことを聞いているしかないような行政ではないですか。

国、県のためにある双葉町ではないので、町民のためにある双葉町なので、そこら辺の、例えば町長ももう2期目が終わりますよね。町の将来像というのを全然出していないので、そこに対して、今後3年、5年、10年、最低でも、町がちゃんとした運営ができるような計画等々をつくる気があるのかないのか。計画がなければ、実際に言えば、一般の会社では銀行からお金も借りられません。町だって、そうです。そういうものができるのかできないのか。もうそれはつくるべきだと思いますけれども、どのようにお考えかお答え願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、町の非常に厳しい状況であったというふうなご指摘、これは私も当時議員をしておりまして、そういったことに関しましては、当然分かっているつもりです。前任者から引き継ぎまして、今年で丸8年になります。そういった状況で、町の財政状況、いわゆる町の健全化の状況であるのかどうかというのは、指標の一つとして財政力指数、実質公債費比率、そういったものがあります。そういったものは、当時の前任者から引き継いでから数字がしっかりと改善されているということは、はっきりとここでお話しをさせていただきたいと思います。

その後のいわゆる町のいろいろな基本的な数字に関して、今書類を持ち合わせておる、正確にお答えできるものはございませんけれども、後ほど総務課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今後3年、5年、10年を見据えた町の復興するためのいろいろな取組、計画、そういったものに関して、当然これは我々としては、皆さんにお示しをしていくようなときに来ているのかなというふうに感じておりますので、そういった取組も進めていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 平岩総務課長。

○総務課長（平岩邦弘君） 菅野議員のご質問にご説明いたします。

一般財源といいますか、税との割合ということのご質問でございましたけれども、今年度の当初予算で申し上げますと、税が約10億円になります。これは286億円の当初予算に対して町税が10億円。さらに、自主財源にカウントされますけれども、基金からの繰入金、これも大体140億円くらい見えておりますので、自主財源という捉え方からすれば、約半分くらいは占めているかというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 残念な答弁だなと思います。交付金の話をしたのに、私は財政力指数とか、そういうものの意識の低さを僕は今回の一般質問でよく分かりました。3年後、5年後、本当に計画できるのか不安を覚えましたので、次の質問に入りたいと思います。

双葉町の復興について。産業交流センターに関して入所する店舗などに手厚い補助があるようですが、町内出店者と町外出店者とでは出店に対しての条件に違いがあるのかお伺いたします。

また、産業用地に関しても、町内企業と町外企業とでは補助等に関する条件の違いなどがあるのかお伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、双葉町の復興について。産業交流センターや産業用地に関する出店や立地等に関する条件についてのおただしですが、まず前提として、中野地区復興産業拠点や産業交流センターは、町民一人一人の復興を果たす上で、町内事業者が町内における事業再開や新規投資を行いやすい環境を整えるとともに、町の復興のため、企業立地や店舗出店等を通じ、町内外を問わず、幅広い方々に新たなまちづくりに参画してもらうことを目的に整備しているものです。

そういった目的に照らし、各条件については、特に産業交流センターの店舗や中野地区復興産業拠点の用地については、震災当時の町内事業者といわゆる町外事業者との間に条件の違いは設けておりません。ただし、貸事務所については、大手企業ではない中小事業者について、事業拡大を支援するため、減免等の措置を設けているところで、震災当時の町内事業者については、特に町内での事業再開をより一層促すべく、さらなる減免を行うこととしております。

いずれにしましても、今後も引き続き皆さんの状況やご不安をよくお伺いしながら、共に復興まちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。産業交流センターに関しては、いろいろと話を聞いています。それで、逆に言えば、町外の方のほうが条件がいいのかなというようなお話もあります。また、産業用地に関してもそうです。町外業者に関しては、どんどんいい場所で契約ができて、先ほどありました5月21日に、いわき事務所において、地元企業である、会社名は省かせてもらいます。中野地区産業拠点のほうへ企業立地協定締結しました。これは地元企業は全部遅いです。それどころか、地元企業から言われていることというのは、「何で俺たち場所選べないの。地元で一生懸命

やっているのに」と。地元よりもほかのところがあれではないですかという声もう出ているのです、町長。

ましてやこの産業交流センターに関しては、今後どのようにしていくのかな。まだできていないですけれども、またできたら中途半端なのかなと思うのですけれども、この辺どういうふう考えられるのか、お考えなのかなと思っています。

実を言うとJR駅造りました。双葉駅造りました。問題ないですか。問題大ありではないですか。僕たちの中では、僕の中でもそうですけれども、日本一新しくて素晴らしい無人駅なのです。エスカレーターもみんなついて。その中で、その表だけでいいのですか。無人駅にしたことによって、双葉町のご老人が帰ってこられますか。そういうのを分かっていないのですか。ちゃんと協定を結ぶときには、そういうことも調べて協定を結んでいないのです、双葉町は。

車椅子で降りる場合、今関東でも問題になっています。駅員さんがいて、予約して降りるよというようなものがあるのですけれども、関東よりも駅と電車の間が、揺れる分が広いはずなのです。それを直すといったら、またすごいお金がかかるのです。そういうことも抜けていることが多々あるのです。双葉町は、車椅子の方は、駅をご利用するのに大変なことになっていると思います。大変だと思います。双葉町で降りるときに、無人駅であることによって、何日も前から予約しなくてはならないとか、そういうことが出てくるのではないですか。高齢者とか体に障がいを持っている方々とか、そういう方に対して優しくしなくてはならない町ではないですか。ただ、ただエスカレーターつけました、エレベーターつけただけではないではないですか。そういうことをちゃんと協議した上で建てるのだったら分かります。できた上で、いろいろと問題があります。産業交流センターもそういうふうになるのではないですかということを行っています。

あと、産業交流センターが出たときに、先ほどの町長の最後の答弁で、さっきの問題のね、交付金とか、そういうのをもらって、数値はいいですよと言っているのは、どういうふう考えて言うのかな。先ほど総務課長の答弁の中でもあったですよ。交付金とか、そういうので一般財源に入る。それはいいように言っているだけで、実際には本当の中の一般財源というのは15個ぐらいしかないのです。本当の収入というのは10億円ぐらいしかないです。そこが280億円という一般会計当初予算を組むわけです。それに危機感がないというのはちょっと怖いなど。こういう仕事も本当にやっつけ仕事はないのか。

JR等々でも、そういうふうになったときにちゃんと何かあるのですか。そういう不便な面があったときは、こちらで直しますとか、そういう協定まで結んでいらっしゃるのかどうかお聞きしたいです。

あと、産業交流センターに関しても、産業用地に関しても、町内業者のほうはかなり不利です。それで、町外業者が入ってきた場合、税金が取れないので、結局は財政運営できていないということなのです。

例えばほかの町の方がお店を出店してくれます。住所がそっちです。その場合、その方の税金はどこに支払われるのですか、個人のお金だと。それは双葉町に何%入ってくるのか、それも含めてご答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今菅野議員からいろいろとご質問ございました。産業交流センターにつきまして、今後ちゃんと運営できるのかというふうなご指摘ございました。当然利用者のいろいろなことも含めながら検討しておりますし、ご負担にならないような、町にとってちゃんと採算が取れるような取組ということで、復興推進委員会を中心に検討をさせていただいております。

町内業者の皆さんが復興産業拠点に決定したいきさつにつきまして、町外業者のほうが優先的にされているのではないかとご指摘ございましたが、私のほうからは、そういうふうな指示は一切しておりませんし、町内、町外どちらにしても、しっかりとその立地をする事業者の皆さんの話を聞いて、しっかりと皆さんの希望に沿ったような用地に決めるようにというふうな指示をしておりますので、当然その担当の職員もそういうふうに行っているというふうに思っております。

J R 双葉駅の無人化で、エレベーター等で高齢者の方、特に……

（何事か言う人あり）

○町長（伊澤史朗君） 先ほどエレベーターで乗った方が、そういうふうな不便さを感じるというふうな指摘もありました。そういったことで、そういったもののエレベーターに関して、そういうふうな対応をできない場合どうするのだというご指摘があったように感じておりますが、そのことにつきましては、J R 水戸支社ともしっかりと協議をして、その対応を、皆さんにご迷惑かけないような、ご不便を感じさせないようなことをさせていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 町長、もう一点。

町外の税のこと。町外業者の税の問題。何%入るのか。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 要するに本社があるのとないのとの違いがあるでしょう。

町長、継続して。

○町長（伊澤史朗君） 今税収の件でお話がありましたが、このことにつきまして、今正確にお答えできるような資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告をさせていただきたいと思えます。

（「議長、3か月に1回の一般質問で、後からというのはあるんですか。後から答えるということがあり得るのであれば、一般質問は……」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議をかけてください。

休議します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○議長（佐々木清一君） それでは、会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 税の件につきましては、戸籍税務課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 高橋戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（高橋秀行君） 菅野議員のご質問についてご説明をいたします。

まず、中野地区の復興拠点のほうに進出してまいります法人に対しましては、市町村内に事業所または支店等があれば、法人町民税のほうは課税ができます。こちらについては、それぞれの法人の資本金及び従業員の数によって均等割などが変わってまいります。均等割プラス所得割の法人税割のほうで課税することができるというふうになっております。まず、個人につきましては、基本的に双葉町内に住民票がある方については、個人市町村民税を課税しておりますので、それ以外の部分については町で課税する分にはございません。

以上です。

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと、手を挙げて。

○5番（菅野博紀君） JRの個人のエレベーターのことに関しては、答弁している。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 電車の乗降につきまして、体にいろいろと障がいを持たれた方というのは非常に乗り降りに対してご不便を感じる、また乗り降りできないような状況も想定できる、そのことに対してどうするのだ。そのことも想定していたのかというふうなご質問だったと思います。このことにつきまして、JRのほうとしっかりと協議をさせていただいて、対応できるようにしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ここで言うのも何なのですけども、質問に対しての答えをお願いいたします。執行部には。毎回言っています。エスカレーター、エレベーターなど、そういうものがあるかもしれない。それだけではないでしょうという話を私はしています。これに関しては早急な、双葉町復興で帰るといふのであれば、対策と協議はJRに対しては必要だと思います。

また、先ほど戸籍税務課長も言いましたけれども、町外業者と僕は言ったのですよね。町内業者ではなくて、町内の個人業者の方はゼロですよ、実際は。答弁をきちっとしてもらわないと、皆さんが聞いているので、そこに関してはちゃんとしていただきたい。町内の個人業者に関しては、双葉町内で出店したとしても、税金はゼロです。

そこで、町長が先ほど、ちょっとここで申しわけないですけども、町の復興と町民の皆さんの一人一人の復興、心の復興から全部含めて、そういうのをよく使っていますけれども、これは双葉町の復興に全然ならないです。何も無いのです。財政は厳しいのです。

その中で、先ほど言った3年後、5年後なんか到底出せないではないですか。もうここで出てきているのではないですか。町外業者のほうがいいのではないですか、結局は。町内業者で協力してできる、100%の協力は絶対行政というのはいけません。そこを後押しできるようなことをして、何で町外の税金も納めてもらえない方々にそういうことをして、町内の方々に後回しになるのかと。

町外の住所のある方がお店を出せば税金は頂きます。町内の方々が個人営業で双葉町に出店しても税金は頂きません。これはゼロです。その住民票がある町に100%税金をお支払いするようになります。そういうことも考えた出店募集等々も考えなければ、本当に双葉町の復興になるのか、そこら辺が非常に僕はいろんな面で不安です。

工業用地に関してもそうです。今まで双葉町のためにやってきた会社、法人等が何で後回しなのかな。今も実際に、今産業用地、行きましたか。行っていますか。富岡の産業用地はすごく立派です。もう舗装も全部終わって、きれいになっています。今産業用地に行ったとしても、今はもうほこりだらけで、車なんてきれいにしていたら、本当に真っ白になって帰ってくる。この違いも全然見ていないですよ、ほかの町村とのあれはね。

ただ、ただ双葉町から出したところの言うことを聞いてやっているだけではどうしようもないのではないですか。そういうものもちゃんと地に足をつけた事業をやっていったら私はいいと思いますけれども、そこら辺どう思っているのか再度お伺いいたしますとともに、もう一つ、これは双葉町が例えば2年後に帰るとは言っていないですね。目標と言っています。解除する目標。目標って確かに目標は素晴らしいことですけども、ある福島県内の市町村の中に1か所、解除はします、物は壊します、壊してあげますという地域が出てきましたよね。除染はしません。出てきましたよね。それを受け入れるのか、受け入れないのか。

これは、まだ新聞報道等でやっているもので、私も詳しく調べたいと思っていますけれども、それが双葉町にもあり得ることなのかなと。今まででいけば、中間貯蔵でもみんなそうですけれども、条件が合えばやります。何かします。結局はパイロット搬入、試験搬入だと言って今まで押し切っていますけれども、実際にいったら本格搬入ではないですか。

私は、双葉町全域を除染して、みんなが帰れる町にするという方向性の答弁等々いろんな発言で聞いていますが、それが覆ることはないのか。これは、本当に大事なことなので、本当に山のほうから、

海のほうは問題ないとしても、山のほうとかそういうところで、うちは除染してもらえないのかというような不安。解体はしてあげるよ、だけれども、除染はしないよという事例が今出つつあります。双葉町はどういうふうに町長は町民とお約束されるのか。ここは僕は全協とか、そういうことは聞きたくないのです。ここで議会の場で。これは、答弁は本当に責任があると思いますので、それに対してお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

工業団地、他の地区との工業団地との今状況が違うというふうなご指摘がありました。そういったことに関しまして、しっかり他のところの取組の比較もしなくてはならないし、ご指摘のあったものに関して対応できるようにしていきたいと思っておりますし、ただ工業団地の造成、さらにはその竣工、着工した時期が年数的に違っておりますので、そういったこともまだ進んでいないということはありますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、帰還困難区域の除染に関して、ある自治体から帰還困難区域であっても、家屋の解体だけで、除染をしなくても避難指示解除するというふうな件だと思っております。その件につきましては、双葉郡内の5つの町村で帰還困難区域を抱える協議会、さらにはその1つの自治体も含めて6つの自治体で帰還困難区域を抱える自治体の協議会ということをつくってございまして、先般双葉郡内の帰還困難区域を抱える自治体の中で意見調整をしまして、帰還困難区域は全て除染をして、住民が戻れるような取組をするというふうなことで、双葉郡内の各自治体は統一をしてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、よろしくお願ひされたいと思っております。次の9月の一般質問で、もう一回同じことをよろしくお願ひいたします。

それでは、3番目の補償賠償について。双葉町民の避難生活も10年目に入っていますが、補償や賠償などはされていない状況が続いています。行政として最低限町民の生命・財産を守らなくては行けないと思っておりますが、要望・要請をしていれば何も結果が出なくてもいいのかお伺ひいたします。

また、商工会、これは双葉町商工会では昨年から特別委員会を設置して、会員事業者などのために東京電力と協議を始めていますが、行政として双葉町の復興よりも先にすべきことは町民を守ることだと思っておりますが、町長のお考えをお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、補償賠償について。まず、要望・要請をしていれば何も結果が出なくてもいいのかとのおただしですが、町としましては、事故から9年が経過しても、なお町域の大部分が帰還困難区域に指定されたまま解除に至っていないということは、被害が継続していると認識しております。議員ご指摘のとおり、要望・要請をすれば何も結果が出なくてもいいということはありま

せん。町としましては、町民の皆さんを守るためにも、被害者一人一人の被害実態に即した賠償等が確実に行われ、生活再建等を確実に果たすことができるよう、さらには他の被災地域と異なる町の特殊な事情を十分に認識し、被災地域について一律の対応ではなく、町の被害実態に即した賠償の実施を国や東京電力に対し、あらゆる機会を捉え、粘り強く求め続けてまいります。

また、行政として双葉町の復興よりも町民を守ることを先にすべきとおたただしですが、町としては今後とも町の復興とともに、町民の皆さんの生活再建支援の充実を最優先課題に取り組んでまいり考えてあります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。先ほど同僚議員も同じような質問をしているわけです。補償賠償、帰還困難区域町民に対する補償賠償についてとなっていますけれども、これは本当に町民の大きな声なのです。

毎回ぐらい言っていますけれども、避難生活で賠償をもらっているだろう。金額は明らかにされていない。いっぱいもらっているよな。報道等で何億何千万円というのが出たことによって、皆さんがそういうふうにもらっている。働こうと思って行けば、おまえ、ジュース代出せ。何しろ。最後は鬱病になって働けなくなっている人が僕の周りにもすごくいっぱいいます。本当に鬱病とかひきこもりとか、そういうようなのになっている人がいっぱいいる中で、では帰れない。賠償が続いているのだったら、何で東京電力にそんなあれをするのですか。今は水の問題も来ていますけれども、个体廃棄物建屋とか、そういうものがありますよね。そういうものを何で建てさせるのですか、町内。

やっても確かに復興も大事だし、収束も大事だと思うのです。一番被害に遭った人たちが、置いてきぼりみたいな感じに今なっているのです。今被害が続いていると、町長、思っていると言いましたよね。続いているのです。続いているのですよ。続いている中で、いろんな面ではそれはどうなのかなと思います。それがなければ、働くしかないけれども、生活どうしようとか、お年寄りとかどうしますか。年金と、そのお金と、もらったやつを取り崩して食べているのです。では、よく言われるのが、自分ちの庭に畑があったよな、何があった。野菜買った時なかったよな。うまかったよねと言われていけば、被害額なんかもっともっとだと思ふのです。

それで、最初に決めた趣旨の中では、最低限の賠償と言っていますよね。では、まともな賠償は、後で話合ってちゃんと決めますよと、それがいつなのかちゃんと聞いてほしい、町として。個人、個人の賠償については、町では入れないというけれども、よく町長は使いますけれども、それというのは僕はおかしいと思うのです。行政というのは、生命と財産を守るのです。その財産ですよ、賠償だって。それが国と東京電力さんがやったことに対する財産ではないですか。その賠償とか補償の義務というのは絶対ないですか。

前にも言ったときがありますけれども、広島の被爆者団体の事務局長の方によく言われました。広島、長崎はアメリカにやられたと。「あんたらはね、日本の国にやられたんだからね」。それで、こっ

ちで紳士でいれば、話は聞かない、やらないというのはどうなのですか。町として、ここは立ち上がるところではないのですか、弁護士さんでも何でも使って。東電さんと闘う弁護士は幾らでもいます。一流の先生で、あの東電の賠償はおかしいよなと言っている方はいっぱいいらっしゃいます。個人のことだけではなくて、この町全体の町民の方々、今生活苦になり始めて、もう生活保護の方が出ているのです。そうであれば、そこは町の重要課題になるのではないですか。

コロナもそうですけれども、実際に言ったら、うちの当町ではやりにくいところがあると思うのです。自分の町の中で普通だったらできると思うのですけれども、外に出てきて、いろんなところの、出てくれるなという思いを祈りながらやらなくてはならないというのは、ほかのところよりも大変な行政だとは思っているのですけれども、そこはやっぱり町長、トップに立って、一番やらなくてはならないことなのではないのかなと僕は思いますけれども、そこら辺どう思いますか。

また、商工会、これは特別委員会つくっています。現状は、はっきり言うと、どこまであれなのか分からないですけれども、東電さんというのは、答に文章はちゃんとしていません、話が。と考えております。の考え方で。東電さんの考え方で日本の法律は動くのですか。そういう話をしています。

それどころか、町議会、執行部もありますけれども、実際に室長……室長も双葉町の商工会に1回来ていただいています。それは何でかと言ったら、ちゃんとトップが決めていってくれる。トップが決めなかったらおかしいでしょうと。真ん中に置いて、人の責任でちゃんとできないというのはおかしい。来ていただいて、それ専用に双葉町の商工会に窓口をつくることは、今のところは経過的にはなっています。それで、払う気がないのだったら出ていってやるという感じです。

そのくらいのことを町としても言わないと、ただ、ただ个体廃棄物建屋、造りますよね、町長。できたらどうなります、町長。当町では原子力発電所は爆発していません。事故はなかったと思うのです。大した事故ではなかったと思うのです。しかし、隣の町からうちの町に持ち込まれることになりますよね、高レベル廃棄物がね。それというのはおかしいことではないのですか。それを町で防がなくて誰が防ぐのですか。1ヘクタール以上は県の許可なのですからけれども、それを県に言うことも町長の僕は仕事だと思うのです。

それを受けるのだったら、最低でも、一番最低でも、賠償とか補償とかを継続してやってもらえなかったら、何の結果もなくそれが持ち込まれるというのは、町長どうでしょう。普通に考えれば、普通の一般的な考えであればどう考えますか。僕はおかしいと思います。町としては、東電さんに協力する云々ではなくて、ここをやらないと協力しないよということをちゃんとはっきりご答弁いただきたいのです、僕は。

ましてや水の問題、海に流すことに関しては、法律はそういうのがいろいろあるみたいです。川に流すことには何ら法律には触れないと。ただ、地元住民を、地元はいいよといって、結局世界とか、いろんな多方面に対して地元利用しているだけではないのですか、東電も国も。そういうものに対して、逆に言えば、協力はできないよという話ではないのですか。その前に、当町の原子力発電所は何という

ことはないので、タンクも当町にはないので、それが当町の議論なのかどうなのかというのも僕は不思議だと思いますけれども。当事者等に任せてきちっとやってもらって、やらなくてはならないし、うちの町としては、当町としては、当町ではないけれども、町とか中心部が一番近い町なので、役場もみんな一番爆発した原子炉から近いので、そういう面での賠償、補償を今後どのように進めていくか。

要望・要請、さっき言った申合せ、申合せではこんなことはちょっと僕は通用しないと思うので、そのくらいのことを各議員に出してもらってちゃんとやってもらわないと、中間貯蔵もどうなのかなと。県も、きちっとそういうものに対して協力していただけないのであれば、ハイリスクの部分で、リスクの部分だけ請け負うのはどうかなと思いますけれども、町長はどのようにお考えなのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

順不同であります。まず補償賠償の件、これは対処方法といいますか、さきに同じような質問をされた議員にもお答えしておりますけれども、何度も国、東電に関しても、我々は全町避難が継続している唯一の町なのだと、ほかと違うのだというその差別化。これは違うでしょうと。違うことに関して、今までの補償賠償を根底から崩すというのは、これは裁判とかそういったもので判断してもらえないので、そういったものよりも今後の、その次の期間、継続しているということに関しての取組だと思っています。

そういったことに関しての賠償に対しては、当然我々も話をさせていただいておりますし、決定権はありませんが、原子力賠償紛争審査会、昨年だったと思いますけれども、鎌田会長が双葉町視察に来られて、2年連続来ていただきましたけれども、その場で議会代表として議長とも2人、相当強く話をさせていただきました。その中で、原賠審としてどういう対応をするかというのは、まだ返ってきておりませんが、これは何度でも話をしていかななくてはなりませんし、今まで、先ほどの話の中で指摘がありました、この賠償に関しては最低の賠償だと。最低だったから、我々は最低ではなくて、その次のステップ、継続をしているということに関して、国、東京電力としてしっかりと判断をしてもらいたいというふうな考えでありますし、そういう取組はしているつもりですし、ただ結果が出ていないということに関しては、非常に私自身もじくじたる思いであります。

処理水の件であります。これは町の議論であるのかどうか。トリチウム水の判断というのは、これは私たちの判断も大切ですが、今郡内でたしか2つの議会で、トリチウム水の放出はなりませんという決議をしている議会があります。当町は、当町内にトリチウム水の処理水を保管しているわけではありませんけれども、福島第一という点では一緒です。そういったトリチウム水の取組については、大熊町の判断というのは一番重く判断されるべきだろうと思いますが、一番は私は東京電力と国の判断がしっかり出すべきではないかと。

例えば放出するのであれば、今まで、昨年公聴会も開いております。今回は意見交換会も開いてお

ります。そういった中でいろいろな意見が出ておりますから、そういったものに対して、しっかりとメリット、デメリットも含めて対処するような判断を国、東電がするべきだろうと。そういったものに関して、ちゃんとクリアできるような考え方を示すというのが一番先だと思っております。我々の判断よりも、まず国が全面に立って、しっかりとその対応をしていくべきだというふうに私は考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） トリチウム水に関しては、僕はそれは駆け引きの道具にしてほしいのです。そういうのであれば、个体廃棄物建屋も駆け引きの道具にしてほしい。ましてやその个体廃棄物建屋ができたときに、双葉町に持ってくるわけですが、高レベル廃棄物を。それを持ってくるのにも、やっぱり駆け引きの道具だと思うのです。青森でいろいろと騒いで、昔ありましたよね。あれと僕は同じ状況だと思うのです。県、県ではなくて町、町。市町村レベルの話で、それはおかしいでしょう。

別に全部が一緒だと僕は思っておりません。僕は双葉町の議員なので、双葉町の町民と双葉町の将来を僕は見ています。当の町がどういうふうにするのかというのは、やっぱりその町の人たちだと思うのです。ただ、将来的にこうやってちゃんとやっていくには、補償賠償が必要なのです。必要な中で、これはやっぱり駆け引きの道具ではないでしょうか。

あれだけ立派なものができます。あれは当町にとってはいいことなのです。いいことと悪いことがいっぱいあるのです。逆に言えば固定資産税が入る。そういう面ではいいですよ。いいけれども、それだって、万が一、そんなことはないと思いますけれども、またリスクはあるわけです、双葉町は。それをそのまま、何十年、何百年と置いて、それが風評被害の一つになるではないですか。だったら、それを受け入れるから町民にも賠償してくれ。それを全部受入れての賠償ではないですか。全部今まで受け入れてきているのに、全然町民の大事な補償賠償が進んでいないというのはどうなのかな。

あと、先ほど原賠審の話もしましたが、もうここまでいったら民法709条の賠償に関わる法律ではないですか。何のために日本の法律があるのですか。原賠法、ざる法と昔言われていましたよね。何もないのに、この事故が起きたら、いろんなものをつけてきてやっていますけれども、その事故当時であれば、賠償に関わる法律だと思うのですけれども、そうであれば、今の基準はとてでもないけれども、低過ぎると思います。何で僕らは、国民なのに、国民であって、県民であって、町民なのです。町も県も国も守らなくてはならない立場が、何で事故を起こしたところの東京電力を守って、賠償もこれだけでいい、何していいというのは僕は理不尽だと思います。

それに関しては、僕は今期あと2回ありますけれども、その中でも方向性だけでも決めていただきたい。そうでないと、今の町民の方々が、一番は孤独死、そういう面で苦しんで、自分で命を絶たれる方とか、そういうのが出てくるのが非常に困るので、そこだけは僕は今期に頑張っ、足場だけでもつくっていただきたいなと思いますので、そこら辺は今後。

もう時間もないので、どのようなお考えかお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今菅野議員からご指摘があった、町民の皆さんの補償賠償、これは私も先ほど来から申し上げているとおり、取組としては最重要課題だというふうに自分では認識しておりますし、これは今の状況でいいというふうに考えておるわけではありません。これをどういうふうに結果を出していくかというのが、8年間やらせていただいて、出ていない状況に関しては、自分としてももっとこういうやり方があったのかなというふうな反省も踏まえながら、方向性というご指摘でしたけれども、どういうふうにしたらいいのかというのが非常に悩ましい。いろいろ自分としては対応してきたつもりですけれども、結果が出ていないというのも事実でありますから、今後は結果が出るような、皆さんが納得できるような取組をいろいろと相談をさせていただきたいと思えます。

○5番（菅野博紀君） ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） 暫時休議します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 議席番号1番、尾形彰宏、通告順位3番ということで一般質問をさせていただきます。午後お疲れのところ大変だと思いますが、どうかよろしくお願いします。

1番、新型コロナウイルス感染対策についてということであります。昨今の世界的な新型コロナウイルス感染被害にあって、東京オリンピックが1年延期された中、2020年5月25日には全国的に緊急事態宣言が解除されました。その中で、福島県は5月27日に感染拡大防止対策を改定しましたが、双葉町でも相応の感染対策を実施しており、今後も継続管理していくと思われませんが、その現状、そして実績、今後の方針について町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、新型コロナウイルス感染対策について。新型コロナウイルス感染対策の現状、実績、今後の方針についてのおたただしですが、これまでの町の取組ですが、3月2日の庁議で、「双葉町新型コロナウイルス感染症対策基本方針」を決定し、3月9日には、「双葉町新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、これまで9回の会議を開催し、感染拡大防止対策等について協議を進めてまいりました。世帯へのマスクの配布をはじめ、いわき事務所や支所等での来庁者の検温業務、窓口への飛沫

感染防止ビニールカーテンの設置、また「不要不急の外出」や密閉・密集・密接の「3密を避けること」等の感染予防等について、広報紙やホームページ等を通して町民の皆さんへ協力要請などを行ってきたところです。その後、感染拡大が抑制され、5月25日には全国的に緊急事態宣言が解除されたところです。

6月13日現在、これまでの新型コロナウイルス感染者数は、全国で1万8,115人、福島県では81人、双葉町民のPCR検査の陽性者発生情報は町へは寄せられておりません。また、福島県においては、5月27日に福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の改定が行われ、県をまたぐ外出自粛やイベント開催制限等、これまでの感染拡大防止対策の取組を、県内の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら、3週間ごとに段階的に、緩和策について判断していくこととしています。

双葉町においても、6月1日の「双葉町新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」の改定等を踏まえ、今後の町としての考え方（方針）を協議し、決定したところであります。

「緊急事態宣言」の解除は、安全宣言ではありません。新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、今後とも長期的な対策が必要であります。

町としましても、これまで取り組んできた来庁者の検温業務や窓口への飛沫感染防止ビニールカーテンの設置等については、一定期間継続していくこととしております。今後は、「3つの密の回避」や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の実践に町として取り組んでいくとともに、町民の皆さんの生活に定着するよう、広報紙やホームページ等を通じて呼びかけていくこととしております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ご答弁は、もちろん基本的なこととして今お聞きしました。

ちなみに我々のような民間レベルでも同じように、福島県内の新型コロナ対策に関する、例えば私の場合ですとライン、ありますよね。そういうところでの情報を収集したりとかという形で、具体的に実践でやりつつあります。

一つは、検温ということではありますが、非接触型のサーモグラフィー、最近皆さんもメディアとかで御覧になったことがあると思うのですが、近づけると、黄色とか赤い色とか、温度によって色分けされるような、サーモ、温度のグラフィーという、色分けみたいなものが見られるようになっている。ちなみに自分たちが注文したのは、残念ながらなのですけども、メード・イン・チャイナという形で、十数万円もかかるようなサーモグラフィーの装置なのかな。それは、設定した温度、例えば37度を超えたときに、カメラの前面のLEDが点灯すると。なおかつメモリーにその画像が記録されるというふうな自動的なものになっている。

それを選んだ理由というのが、4月上旬、3月の下旬と言うべきかもしれないけれども、双葉町、それから浪江町まで含めて、近隣町村に行ったのですが、そうしたら保健担当の女性の方が近づいて

きて、_____何のことはない、額に押しつけて「36.3度です」とか言うわけです。あれっ、昨日、そういえば双葉町で私がはかったときは35.7度だった。だけれども、浪江町に翌日来たら36.3。よくよく私もインターネットを含めた情報収集の中で、非接触型の検温系の精度について調べたところ、いいものでさえプラ・マイ0.3だと。通常でそれなりの普及品であれば、プラ・マイ0.5度です。

どうもこれなと思っていたら、福島県の新型コロナのラインのニュースで、女性の方だったのです。午前中私は35.7でしたと。しかしながら、夕方37度5分まで来た。ということは、1日の間でぐっと感染してしまったというふうな記事が載っていたのです。その方は、幸いなことに無事退院されたようなのですが、そのことは何を意味しているかということ、検温イコール、ウイルスの検出ではないということ。だから、通過したときはオーケーでも、帰りはどうなのですかという話なのです。イコール検温は、あくまでも安心という部分での貢献性はあるのかもしれないけれども、その都度、その都度。しかしながら、それがウイルス対策の大きな排除要因という型になるのかどうかは疑わしいということになります。

結局それでも、その中国製のサーモグラフィーを使い、その前で3秒間いるだけでというふうなことはしましたけれども、今の話を聞く限りでは、今後双葉町内でも、結局それが少しどうかなというふうな疑問符がついたのは、同じ同僚の仲間で、検温するとき防護服着なくていいのですかみたいなことをやっぱり言う人が出てき始めて、それはいわゆるうちら民間の女子社員でも嫌がるわけです。ええっ、お客さんのためにこれやるのみたいな。それと同じようなことが今、立場はもう少し厳しいのかもしれないけれども、役所で行われているということに関して、さっき話を聞いたら、1時間ぐらいで交代するということではあるけれども、余り勧めたくない。だから、新しい新様式ということの中での部分では、一部抵触しているような部分があるわけです、リスクという部分でいくと。お勧めしたくないというふうな考え方です。

あと、私は去年の暮れから、空気の清浄化、要するに飛沫感染が拡散するという部分については、空気の清浄化をしたい。そういう部分で言うと、今回ここに至る前の全員協議会の中で、日本国内の某薬品メーカーが提供している、それはおなかを下したときに飲むような薬を作っている日本の企業なのですが、商品名を言わないで、二酸化塩素系の空間の除菌剤みたいな、置いておくだけで、それが空間の中に広がって、空間の除菌をするというふうなものなのですけれども、9日の日に全員協議会があったわけなのですけれども、早速私はもう3日後にはその商品を入れました。寝室のカーテンレールの上のほうに置くと、二酸化炭素なので、空気より重いので。なおかつリビングルームにも置いて、2,000円ぐらいの価格で2か月間はもつと。かなり有効性もあるなというふうには思うのですが、しかしながら日常生活の中で、そういった塩素系のイオンのを年がら年中呼吸するというのは、ちょっといま一つなじまない。自分の理想の中では、ウイルスはマイナスイオンで、ここは大切なところだと私は主張して、メディアとかにもお願いしたのだけれども、ウイルスはマイナスイオンによ

って行動を抑止されるという考え方なのです。

なぜこんなことを言っているかということ、基本的に例えば岩手県なんかは感染者数ゼロですよ。多いところは、やっぱり人が密集して接触したりする場所なわけです。ということは、広くて風通しがよければ、それでマイナスイオンがあるような地方であれば、そんなに増えるとは思わない。そのマイナスイオンの最たるものが、僕は水を電気分解したようなOHマイナスのイオンなのです。そのほうが自然なのです。なぜかということ、滝が落ちてきて、滝のそばではマイナスイオンが出るなどと言うのだけれども、そういういい環境であれば、ウイルスもマイナスイオン化されて地面に舞い落ちてしまうというような。だから、空気感染を防止するためには、空気清浄機。マイナスイオン。

そういう発生装置のついた空気清浄機は、国内でも大きなところで3つあるわけです。知っているとおりでと思いますが、そういうのを、これだけ計器を我々は持っているのだから、むしろさっきサーモグラフィーはメード・イン・チャイナと言ったけれども、できれば海外のほうに展開して売ってほしいし、あとオリンピックなんかでも、そういったマイナスイオンを発生させて抑止していこうとかいう、そういう環境面の清浄化ということに関して、もう少し対処していただきたいと。

これを町の議会で言うのはどうかというふうには思うのですが、しかしながら一番の狙いは統計的なものなのです。統計的にどうなのですかと。対策やって、町でも対策やっていると。それをやはり町、県を含めて、やはり世界的などという大げさですが、まずは組織的な行政の観点から、ぜひ統計的な収集をしていただきたいなというふうなことで、そういうことに関して、町長なりのお考えを、具体策です。ちょっとお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

いわゆるコロナウイルス感染症対策、一くりに言ってしまうとそういうことだと思っておりますけれども、役場庁内での対応、先ほどの答弁であるとおりでありますが、プラス尾形議員からご指摘がありました、職員が1時間ずつ検温することによっての感染、これも十分注意しなくてはならないというのは、今お話の中で私もちょっと感じたところです。その部分の職員の感染予防に関して、これはちょっと早急に検討させていただきたいと思っております。

また、空間除菌剤、こちらに関しましては、まずいろいろなデータも取得して、間違いなくそういうふうな効果があるというふうな前提の基にということと考えております。そういうものがはっきりした、しっかりした確たるものがなければ、これは大変なことになってしまいますので、そこはもう一度再確認させていただきたいと思っております。

今後の感染症予防に関しては、先ほど答弁の中で申しております3密、密閉、密集、密接、これを双葉町役場庁内でクリアするというのは非常に難しい状況になってくるというのは、この建物そのものを皆さんご存じだから、分かっただけだと思うのですが、その部分で非常に悩んでいるところです。できれば、テレワークとか、あとは課の中でも、部屋があれば、分けて職務をしてい

ただくということになれば大分違うと思うのですけれども、そういったことも今、双葉町役場いわき事務所であれば不可能なわけですので、今後のコロナの第2波が来るだろうと言われておりますけれども、そういったものに関して、今後このいわきの、もしコロナウイルス感染の状況とか、今は収束しておりますけれども、もし発生とか、この近隣でそういうふうな状況があれば、その都度対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ご答弁ありがとうございます。まさしくそのとおりであります。ポイントは、今日もお昼御飯を食べた後、職員の方にちょっと話しかけたりはしたのですが、その対策ということで言った塩化ビニールの仕切り、これは不特定多数のコンビニエンスストアとかだったら、やむを得ないのかなというふうに思うのだけれども、役場は、ある程度関係者が来ることが多くて、一般的な不特定多数という形になるのかどうか分からないというか、そういうのは少ないのかなという認識もあるのだけれども、先ほど言ったように、3密を避けるという形で、風通しをよくするというふうに言うではないですか。しかしながら、自分のところの、民間の会社もそうです。事務所の中に、行ったら、ビニールカーテンびっしりです。仕切っている。あり得ないです。これでもう宣言解除されたのかというふうに、逆にちょっと思ってしまったことがあるのだけれども、そういう点で言っても、できればビニール外してもいいだろうという願いが、願いです。がどうしてもあるのです。

さっき言ったように、空気の流れを作って行って、それを清浄化するという全体的な流れ。だから、ビニールがあると、流体力学的に言うと、やはり滞ってしまう部分が出てくるのだ、ああいうビニールというのは。それが3密の部分で貢献しているのか。あれは、飛沫感染が直接職員に飛ぶのを拒否するためのビニールでしょう。空気の流れをよくするためのビニールとは思えないのだよね。

僕なんか学生時代、やっぱり風洞実験とか含めていろいろやっています、当然。それを考えると、その3密という部分で、逆に密度を高くしているのではないのというのがどうも自分の印象で、職員の人たちに話を聞いても、余りいい印象はないみたい。

やはり双葉町は、そういう部分で比較的、たしかに皆さん生活に四苦八苦していらっしゃるけれども、考え方としては、国やそれから県も含めて、それなりのサポートをしてくださっているわけだから、我々はこういう努力はしたのだということをしちんと示してあげれば、ビニールカーテンなんかも排除できるだろうというふうに僕は考えるのです。できればそのことを逆にPRするということも可能ではないかと。さっきテレワークの話も出たけれども、これについては後ほどまだ話はしますが、そういう点でも、検温のみならず、ビニールカーテンも含めて、双葉町としてぜひ取り組んでいただきたいという部分があります。これはあくまでも要望なので、返答については結構です。

それでは、いいですか。次、2番、テレワークの現状と利用拡大についてということであります。去る5月1日に、双葉町教育委員会を通じ、双葉町立小中学校の遠隔授業を参観させていただきました。

た。ICT利活用を特色とする授業は、社会状況の変化に対応した迅速かつ効率的な教育であると実感した次第です。それゆえ、教育分野のみでなく、東日本大震災後分散している役場職員とのテレワーク、テレビ会議など、実社会での役場通常業務における応用水平展開も必要だというふうに考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、テレワークの現状と利用拡大について。東日本大震災後分散している役場職員とのテレワーク、テレビ会議など、役場通常業務における応用水平展開に関する町の考えについてのおただしですが、去る5月14日、福島県の緊急事態宣言が解除され、5月27日福島県新型コロナウイルス感染防止拡大対策が改定され、県外移動の自粛要請の段階的な緩和や新しい生活様式の定着等に向けた協力依頼などについて示されました。

テレワークの推進については、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針にも、引き続き感染防止のための取組として、在宅勤務などのテレワーク、時差出勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるよう示されたところです。

議員おただしのとおり、当町におけるテレワークやテレビ会議の導入は、来庁される町民の皆さんへの感染を防ぐためにも大変重要な取組であると承知しております。また、本取組は、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、地震や豪雨等の災害発生時の業務継続にも資することが可能となることや総務省が推進するワーク・ライフ・バランスの実現、人口減少時代における労働力人口の確保と労働生産性の向上、女性や高齢者を含む多様な人材の社会参加など働き方改革にも寄与するものであります。

当町におきましても、まずは感染拡大防止を最優先事項とした在宅でのテレワークや、分散勤務する各支所間及びテレワーク実施者とのテレビ会議について、できるだけ早急に取り組めるようシステム構築を行い、試行的に運用してまいりたいと考えております。

なお、運用を開始するに当たっては、先進自治体の事例などを踏まえながら、行政サービスの提供にも配慮しつつ、幅広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ご答弁ありがとうございます。今の話のとおり、自分もこの件については質問させていただいて、やっぱり考え方は一緒なのかなというふうに思います。

特に今の伊澤町長の場合ですと、以前のような原子力防災訓練で、県の職員とか国の職員とかの防災会議、テレビ会議とかでの経験はおありにならないですよ。そういうことも含めて、やはりテレワークではあるけれども、肝心のコミュニケーションツールとしての在り方。

なぜここまで主張するかというと、双葉町は他町村と比較して、ご存じのとおりタブレットPCが支給されているわけです。これはいいもので、別にパソコンもあってネット回線につないでいなくても、私のもそうなのですから、スマホがあったりして、ティザーリングといって、スマホを中継

基地にしてネットワークでつないだりもできるのです。もちろんスマホ自体もテレビ会議ができるような、そういう画面でやれるわけなので、これを機会にぜひ。

この間も全員協議会の時に話したけれども、区長会の皆さんと、タブレットPCのちゃんと指導して、基本的なことができるようにして、簡単な操作にしてやっていただきたい。要望になってしまうのですけれども。

あともう一つは、消防団です、消防団。個人、個人で皆さん恐らく家族と連絡取するためにスマホを持っていらっしゃるよ。タブレットPCは持って歩かないです、消防やっているときに。だけれども、スマホはある可能性もあるわけです。それを利活用して、危険な場所での本人の安否も含めてなのだけれども、状況なんかを収集するようなツールとしてということも含めて、まずそういった現状、こういった携帯端末をまず持っているか。あとは、タブレットPCの利活用についてどうなのかということ、ある程度もう職員の方は把握されたほうがいいと思うのです。

この間、前々回だか秘書広報課の方に聞いたら、普及率はもう5割はもちろん超えているわけなので、そういう比較的恵まれた、双葉郡内でも恵まれた、タブレットPCがあるということで恵まれた環境を活かして、そういった防災とかにも、今度、明日かな、17日、緊急放送があるのですよね、たしか。国民保護法に基づいた緊急放送がたしかあるはずなのですけれども、そういう部分で、町長自ら顔を出して、そういうところである種の求心力、双葉はやっぱり何だかんだと言ってやるではないかみたいな形で求心力を求めるような働きかけをしていってもらいたいというふうな希望になってしまいます。

申しわけないのですけれども、これについて答弁しろと言っても、まだテレビ会議に町長ご自身が出ていらっしゃらないということもあるし、別な三役の方にお聞きしても、家族ともスマホとかでテレビ電話をしたこともない。意外と安心し切ってしまっていて、肝心かなめの部分の収穫となるような経験が持っていらっしゃらない方が多いと思うので、その辺は、やはり役場の職員の方は、これだけ分散している双葉町なのだから、もう少しその部分を、ピンチをチャンスという言い方もちょっと格好悪いところもあるけれども、しかしながらそれに近い状態ではあるので、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。これもまた要望になってしまうので、ご返答のほうは結構ですが、よろしくご検討いただきたいと思います。

3番の質問に入らせていただきます。産業交流センターの今後の利活用促進についてということがあります。本来であれば、今年の夏にも産業交流センターのオープニングが予定されていたところですが、今入居者募集も終わり、準備万端のことと思います。

そこで、詳細な利用案内はいつ頃出されるのか。また、会議室の一般利用はできるのか。そして、利用促進のお考えはあるのか。今後のセンター利活用についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

産業交流センターの利活用という点で、今いろいろ、るるご指摘がありましたけれども、まず女性がそういったものの利用をする、先ほどいろいろな方に聞いたら、余り行きたくない、双葉には行きたくないというような話が多かったというふうに私聞いておりましたけれども、一方で、我々としても、そういった、男性、女性分け隔てなく、区別なく利用していただくというのが目的ですから、そういったことで女性の皆さんが、もしどうしても積極的に、行くことに対して積極的でない場合、ではどうして来てもらうかというのは、例えばです。例えば双葉町の女性の組織として婦人会とか、そういった組織があります。そういった方たちに利用促進を促す意味で、町としていろいろな減免措置、そういったものも、今後考え方として出すことができるのではないかとこのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） おっしゃるとおりなのですけれども、町長は、私と違って余りとつぴなことは言わないのです。

私が何でこんなことを言うかという、ダルマ市、ダルマ市を会議室の中でどうですかという。要するに夏とか、要するに1月以外のときにダルマ市、特別です。そんなことをやって、そのときに女性の方に来てもらったりとか、そういうふうにするのも一つの案かなみたいなことをちょっと考えたので、会議室の利用方法というのは、うまい具合にあるといいPRになるというふうに思っております。ぜひ、決まり切ったことというだけではなくて、もう少し柔軟に。

この間全員協議会をやったときに、町長は柔軟な対処を目指しておりますというふうに言われたので、そういう部分でも、双葉町らしい、だけれども、柔軟であるというふうな部分でご検討をお願いして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） それでは、休議します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） 通告順位4番、議員番号4番、高萩文孝、今ほど議長から一般質問の許可を得ましたので、通告書にのっとり一般質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルスの対策について。緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスについては、依然第2波の到来など感染拡大への懸念が消えたわけではありません。今後も感染拡大を食い止めて町民を守るため、どのような対策を取っていくのか町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、新型コロナウイルスへの対策について。緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス対策についてのおたただしですが、5月25日に「緊急事態宣言」が解除されましたが、「緊急事態宣言」解除は、安全宣言ではありません。新型コロナウイルス感染防止拡大のためには、今後とも長期的な対策が必要であると考えております。

今後の対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の第2波の発生等のリスクも考えられることから、マスクや消毒液等の確保(補充)に加え、ソーシャルディスタンスの確保や参加者の検温等に使用する非接触式体温計の確保等、イベント等開催時における感染予防対策を徹底していきたいと考えております。

また、「緊急事態宣言」の解除は、町民の皆さんをはじめ日本国内で生活する人々の自発的な協力により、感染拡大が抑制された結果であります。これからも一人一人が感染予防に努め、社会全体で感染拡大防止に努めることが重要であります。感染拡大を予防するための「新しい生活様式」が町民の皆さんの生活に定着するよう、広報紙やホームページ等を通じて呼びかけてまいります。

今後とも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国や県、近隣自治体の動向等を踏まえながら取組を進めてまいります。

○議長(佐々木清一君) 4番、高萩文孝君。

○4番(高萩文孝君) ご答弁ありがとうございます。先ほども同僚議員から質問がありましたが、実はちょっと私ごとで申しわけないのですけれども、6月12日に自宅のほうに、初めてというかアベノマスクが到着しました。双葉町はもう既に2回に分けて到着していただいたので、町民の皆さんがやっぱりおっしゃるのは、「いや、高萩さん、アベノマスクより先に双葉町のマスク届いたよ」とお褒めの言葉を私も承っております。

そういう意味で、ちょっと在庫もなくなったということで今回も補正予算に上げておりますが、やっぱりマスクを届けていただくというのは、感染の拡大がどうなるかよく分からないのですけれども、消毒液だとなかなか難しいし、マスクのああいふ取組はやっぱりやっていただいて、継続的にやっていただくのがいいかなと思いますので、その辺、感染の状態、気を緩めることなく、しっかりやっていただきたいと思いますので、マスクのそういうようなことを今後ともやっていくお考えがあるかどうか再質問をさせていただきます。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員の再質問にお答えいたします。

コロナ感染症のいわゆる予防対策に関して、マスクの配布だけではなくて、町民の皆さんに、やはりこれからは、先ほど片仮名語で余り慣れておりませんが、ソーシャルディスタンス、やっぱりその距離感というのが非常に大切なことになってくるのかなというふうに新聞報道等を見ておりま

すと私はちょっと感じるもので、町民の皆さんにも、やっぱりその辺をしっかりと理解をして、新しい生活様式に入れていただけるように、町として広報、啓蒙を含めて取り組んでいきたいと思ひます。

さらなるコロナ感染症の予防対策として、もっともっと町民の皆さんに提供できるようなものがあれば、さらにその取組もしていきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） では、続きまして2番目の質問に入らせていただきます。

立入規制緩和による影響について。3月4日に無事初めての避難指示解除や立入規制緩和が実現し、JR常磐線も開通したが、今後の復興に向けた効果についてはどのように受け止めているのか。また、それ以降の防犯・防火上の現状はどのようなものなのか町の考えをお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、立入規制緩和による影響について。3月4日の避難指示解除と立入規制緩和による今後の復興に向けた効果についてのおたただしですが、本町では、今年3月4日に避難指示解除準備区域と帰還困難区域の一部の避難指示区域が解除されました。同日、合わせて、改正福島復興再生特別措置法に基づき認定された「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」に位置づけられた特定復興再生拠点区域における立入規制の緩和区域の設定が実施されました。

その後、3月7日には常磐自動車道常磐双葉インターチェンジの供用が開始され、3月14日にはJR常磐線が全線開通したところです。

こうした町内で活動しやすい環境づくりが、中野地区復興産業拠点、特に産業交流センターや県の東日本大震災・原子力災害伝承館、復興祈念公園などへの人の流れをつくり、交流人口が増えることによる相乗効果で町の復興が進んでいくことを期待しているところです。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策である「新しい生活様式」を実践しながら、交流人口の拡大につながる施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、避難指示解除、そして立入規制の緩和の実施以降の防犯・防火上の検討についてのおたただしですが、防犯対策については、立入規制の緩和区域である特定復興再生拠点区域と帰還困難区域の境に新たなバリケードを設置した上で、帰還困難区域へ立ち入れる有人ゲート5か所、開閉バリケードを8か所に限定することによる帰還困難区域への立入制限や、町内での防犯パトロール業務も24時間7班体制で委託先事業者により実施しており、加えて車番認証装置を幹線沿いに8か所、防犯カメラを町内8か所に2期にわたり整備しているところです。現在は、3期事業として、防犯カメラを町内6か所への追加設置を進めております。

なお、双葉警察署によると、今年の町内での刑法犯認知件数は、5月末時点で4件、前年同期比で27件減少していると聞いております。

また、特定復興再生拠点区域内の防火対策については、現在、双葉地方水道企業団による上水道の復旧作業中であり、消火栓での消防水利は不十分な状態であります。そのため、平成26年度に町で設

置した仮設防火水槽7か所28基、そして双葉地方広域市町村圏組合で設置した仮設防火水槽2か所8基、それから双葉駅東側の駅前広場内に地上置型の貯水槽1基を設置し、消防水利の確保に努めております。

なお、中野地区復興産業拠点内には、防火水槽と消火栓の設置も拠点整備と合わせて進めているところ です。

町の消防団につきましても、昨年は福島県消防協会双葉支部幹部大会後に、富岡消防署において、浪江消防署員の指導の下、放水訓練を実施いたしました。消防団は地域消防の「かなめ」でありますので、町の帰還後を見通して消防力の強化に努めてまいります。

町としましては、引き続き町民の方々が安心して帰還できる安全なまちづくりをしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございました。今ほどありましたとおり、引き続きそういうのを継続して実施していただきたいと思っておりますけれども、消防団の扱いについて、今答弁ありましたけれども、やっぱり帰還を見据えて強化してまいる。具体的にどのようなことが考えられるかと、なかなか難しいのでしょうかけれども、今後検討していただきたいと思っております。

さらには、今24時間体制で、ご答弁だと7班と言っていたかな。あと、犯罪も減っているようなので、これも今後ちょっと強化していただきたいと思っておりますので、その辺再質問で答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

消防団の今後の対応といいますか、町に戻る状況になった場合どういうふうなということで、今現在、消防団の皆さんも全国に避難しておるわけで、消防のいろんな集まり、年に数回ありますけれども、そういった中での来られる方は非常に大変な思いをしておると。ですが、双葉町に戻って生活する場合に、消防団の必要性というのは、どなたが考えても絶対不可欠だというのは同じだと思います。

そういった中で、消防団に対してどういうふうな、消防団の皆さんとも協議をしていかななくてはなりませんけれども、どういうふうなまず体制づくりをしたらいいかというのを含めて、今後検討をしていくということでもあります。

あと、防犯に関して、幸い3月4日の避難指示解除、特定復興再生拠点内の規制緩和、前年同月比よりは、刑法犯の確認、認知作業に関してはかなり減少していると。それが、いろいろな防犯上の対策が、結果として表れた成果なのかどうかというのは、まだ判断できない状況でありますけれども、今後も防犯、防火もそうですけれども、さらなる低下に向けて取組をしていきたいと思っておりますし、その部分に関しては、警察としっかりと連携してやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） よろしく申し上げます。

では次、3番目に参ります。避難指示解除時の医療について。前回の議会において、町長より、解除時の医療体制の確保について答弁がありました。その後の検討状況の具体化や進捗について町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、避難指示解除時の医療について。避難指示解除時の医療体制の検討状況等についてのおただしですが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故前にあった町内の医療機関の再開は難しい状況にあることから、特定復興再生拠点内に診療施設を整備していきたいと考えております。診療施設の整備に当たっては、県補助金等を活用していきたいと考えており、現在事務方で課題等について整理を行っており、今後関係機関との本格的な調整を行っていくこととしています。

また、医師の確保につきましては、福島県厚生農業協同組合連合会に医師の派遣について要請を行っており、前向きに検討していただいていると認識しております。

医療体制の整備に当たっては、施設整備や医師の確保ばかりでなく、運営体制や長期的な財政面など整理していかなければならない課題が多くありますが、一つ一つ解決を図り、整備に向け、取組を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 医療は、2022年春、ちょっとどうなるか分かりませんが、やはりそのときにはもう医療施設が開院できるような状態にさせていただくのが、住民の皆さんの帰還が進むその一つになると思います。

今ほどありましたけれども、やっぱり医師の確保とか、そういうのも非常に難しい状況。余り言えませんけれども、各この辺の自治体とかでも、医療従事者の確保というのは非常に大変だという話も実は伺っておりますので、期間があと少ししかありませんので、その辺スピード感を持ってやって、本気になって取り組んでいただかないと、住民の帰還も難しいのではないかなと私個人的に思っておりますので、その辺町長として、再質問という形で、スピード感を持ってやっていただけるのかどうかも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

医療機関の対応、まさに設置に関しましては、議員おっしゃるとおりだと思っておりますし、町として、先ほど答弁の中で申し上げました厚生連のほうに、直接厚生連理事長にお会いしまして、そういう要請をさせていただきました。そういった中で、厚生連としても、双葉町との従来の厚生病院のおつき合いといいますか、長いおつき合いがありました。そういったことも踏まえて、元の厚生病院を再開するということに関しては、非常に厚生連そのものも大変な状況でありますので、なかなかいい返答ではなかったのですが、診療施設を再開するに当たっての医師の応援ということに関し

ては、前向きに、かなり実現性があるのではないかなというふうに、私としては、厚生連の理事長からそういうふうな判断をいただいたのかなというふうに感じました。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 本当に医療問題は重要なので、今の町長の答弁のとおり、しっかりスピード感を持ってやっていただければ幸いです。

続きまして、4番目、国際教育研究拠点について。浜通り地域に、国際教育研修拠点を設けて大学を誘致することなどが、国において検討されている旨報じられています。中野地区では企業の誘致も進む中、そういった研究機関の誘致も重要と考えられるが、国際教育研修拠点に関する町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、国際教育研修拠点について。浜通り地方における国際教育研修拠点の誘致に関するおたただしですが、議員ご指摘のとおり、現在復興庁を中心に、浜通り地域の復興・創生や新産業創出、福島復興研究の集積や世界への情報発信等を目的として、国際教育研究拠点に関する検討が進められていると承知しております。

具体的には、復興庁が設置している有識者会議において、国際教育研修拠点に関する最終取りまとめがなされたところであり、内容としましては、避難指示解除が遅い市町村における帰還意向が低く、特に若い世代ほど低い。

福島イノベーション・コースト構想を持続的に推進するための人材育成を行う体制が不十分との問題意識に基づき、先ほど申し上げた目的により、大学・研究機関・企業等の研究主体を浜通り地域に集積させ、国が運営し、司令塔となる研究組織や物理的な拠点施設を設ける。

農林水産業やエネルギーなどの新産業創出分野や、廃炉技術などの原発事故対応の環境回復分野など、帰還困難区域等の厳しい状況をむしろ活かすことができる研究分野を中心とする、多様で優秀な研究者が活躍できる研究環境や研究費、待遇を確保する。

地元産業との連携や新産業創出によって、地元経済の循環や雇用環境の確保、定住人口の拡大を図る。

拠点は集約し、コンパクトな研究タウンを整備する。

避難指示が出ていた地域への立地を基本とする旨などがうたわれております。

その上で、地元自治体も魅力的な生活環境・研究環境の提供や拠点の運営や共同研究の参画等の役割を果たすことにより、地元により密着し、実効性の高い拠点とすることが必要であると理解しています。

今後立地地域の選定が行われるとされていることから、双葉町としては、今後の議論を注意深く見守ってまいりたいと考えておりますが、帰還困難区域が広く存在し、住民の帰還もままならない厳しい環境であり、かつ現在進行形で廃炉作業が続いている双葉地方こそ立地にふさわしいと考えており、

国際教育研究拠点の立地とその後の持続的な運営は、イノベーション・コースト構想を双葉地方に根づかせ、逆境を克服し、むしろ世界を牽引することを目指す、大変意義深いことであると考えています。そのため、国際教育研修拠点の双葉地方への立地と効果的な運営については、双葉地方全体で一丸となって国に働きかけてまいる考えです。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 町長は今、8か町の管理者なので、双葉地方という言い方しかちょっとできないかもしれないのですけれども、私今の答弁を聞いていると、これは双葉町しかと思ってしまうのですが、管理者の立場上、そうは言えないのでしょうかけれども、やっぱりぜひとも双葉町に誘致していただくのが私的には一番いいのではないかなと思いますので、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今高萩議員の再質問で、今双葉地方町村会、双葉地方広域圏組合の管理者ということで、今は双葉町長として答弁をさせていただきたいと思います。

議員まさにおっしゃるとおりだと思っております。ただ、町としてということではなくて、今現在国の復興庁でそういうふうな構想が出てきて、予算づけの問題、いろいろな各省庁との連携といたしますか、そういったものも含めて、各々の各自治体が個別にそういうふうな猟官運動をしてしまうと、これはほかの地域に持って行ってしまわれる可能性も非常に高いというふうに考えております。そういった意味では、まず基本双葉地方にということを取組を進めていると。

その後どの町村ということに関しましては、それぞれの独自の努力だと思っております。

○4番（高萩文孝君） ありがとうございます。終わります。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時09分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和2年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年6月17日（水曜日）午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第27号 専決処分の承認について
専決第4号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第2 議案第28号 専決処分の承認について
専決第5号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第29号 専決処分の承認について
専決第6号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第30号 専決処分の承認について
専決第7号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第31号 専決処分の承認について
専決第8号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第32号 専決処分の承認について
専決第9号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第33号 専決処分の承認について
専決第10号 双葉町産業交流センター建築工事請負契約の一部変更について
- 日程第8 議案第34号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第9 議案第35号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第36号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第37号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第38号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第39号 令和2年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第40号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第41号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案
- 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	鈴木健一君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	大浦富男君
戸籍税務課長	高橋秀行君
農業振興課長兼 農業委員 事務局局長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶来丈夫君
生活支援課長	相楽定徳君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	橋本仁君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎発言の取消し

（「議長、1番」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 昨日の定例会の一般質問の中で、私の不適切な発言がありましたので、議事録よりの取消しをお願いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） ただいま1番、尾形彰宏議員から、昨日6月16日の会議における一般質問について、不適切な部分を取消しをしたいとの申出がありましたので、議長これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、尾形彰宏君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第27号から日程第15、議案第41号までは全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

日程第1、議案第27号 専決処分の承認について、専決第4号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

質疑は説明書により歳入から行います。

第14款国庫支出金。ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第2、議案第28号 専決処分の承認について、専決第5号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

質疑は説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第29号 専決処分の承認について、専決第6号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第30号 専決処分の承認について、専決第7号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第31号 専決処分の承認について、専決第8号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第32号 専決処分の承認について、専決第9号 令和2年

度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑は説明書により歳入から行います。

第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第3款民生費。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第33号 専決処分の承認について、専決第10号 双葉町産業交流センター建築工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第34号 双葉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第35号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第36号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第37号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第38号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第39号 令和2年度双葉町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第13款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第40号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款保険事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第15、議案第41号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第41号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第16、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番、高萩文孝君。

(4番 高萩文孝君登壇)

○4番(高萩文孝君) 発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案について提案理由を申し上げます。

東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援を行う被災児童生徒就学支援等事業は、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、今でも8,000人以上もの子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、引き続き被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要です。

そのため、令和3年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりで、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐々木清一君） 日程第17、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐々木清一君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和2年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時23分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 羽 山 君 子

署名議員 高 萩 文 孝